

福島県教育委員会令和3年12月定例会会議抄録

1 開催日時 2 開催場所 3 出席者	令和3年12月23日（木）午後1時30分から 教育委員室（県庁西庁舎3階） 鈴木淳一教育長、1番 浅川なおみ委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 吉津健三委員、 4番 正木好男委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過 (1) 開会 (2) 会議録署名委員の指名 (3) 会期の決定 (4) 記録係の指名 (5) 政策監提出理由説明	午後1時30分、教育長から12月定例会の開会が告げられた。 教育長から、吉津委員と正木委員が会議録署名委員として指名された。 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。 教育長から、佐藤副主査が記録係に指名された。 教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第1号については、福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正するもの。 議案第2号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。 議案第3号については、令和3年度第15号補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。 議案第4号から議案第6号については、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行うもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第7号については、教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状の取上げを行うもの。</p> <p>議案第8号については、令和3年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、県立高等学校における生徒一人一台端末の環境整備に係る推奨機及び購入方法について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、地方公務員法の規定に基づく教職員に対する分限処分について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、損害賠償請求調停事件の申立への対応について報告するもの。</p> <p>協議事項については、県立高等学校改革における令和5年度統合校について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第3号から議案第8号、報告第2号から報告第4号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p>	<p>福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、高校教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長：庶務システム及び勤怠管理システムがどのようなものか説明願う。</p> <p>高校教育課長：庶務システムは事務系職員の休暇等を処理するシステムであり、勤怠管理システ</p>

(8) 報 告 審 議
報 告 第 1 号

ムは教員系職員の休暇等を取り扱うシステムである。

大 村 委 員：休暇等の庶務システムへの入力には職員自身が行うのか。

高 校 教 育 課 長：自分で行う。

大 村 委 員：どのようにチェックをするのか。

高 校 教 育 課 長：システムから印刷した紙などで確認を行う。

大 村 委 員：チェックは学校の職員が行えるのか。

高 校 教 育 課 長：学校の担当職員がおり、その者が行う。庶務システムであっても、勤怠管理システムであっても同様である。

教 育 長：庶務システムへの入力は自分で行うとのことであるが、勤怠管理システムの入力についても教員系職員が自分で行うということが良いか。

高 校 教 育 課 長：そのとおりである。

生徒一人一台端末環境について（報告第1号）、高校教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

教 育 長：該当する生徒数はおよそ何人か。

高 校 教 育 課 長：令和3年5月1日現在の令和3年度学校基本調査によると中学校3年生が15,699人、義務教育学校の9年生が177人、合わせて15,876人である。

正 木 委 員：W i n d o w s 及びC h r o m e を推奨機とした理由を説明願う。

高 校 教 育 課 長：現在、各学校で使用している端末がW i n d o w s 中心であり、またC h r o m e についても使用方法がW i n d o w s と似ているため、2種類を推奨機とした。

両機の使用希望について学校にアンケート調査を実施しており、いずれも使用希望があった。

正木委員：両機のメモリ量が異なるが、どうして統一しなかったのか。

高校教育課長：C h r o m e はクラウド上でデータ保管を行うことができるため、メモリ量が少なくとも対応できるためである。

正木委員：福島県のために企業が販売に係る協力してくれたとのことであるが、そもそもの定価等は確認しているか。

高校教育課長：実売価格は把握していないが、調整を行った50,000円よりは高いと思われる。

正木委員：P a y P a y のポイント還元が4,000円から10,000円まで受けられるとのことであるが、なぜ差が発生するのか。

高校教育課長：ポイント還元については購入する日によって異なり、平日の場合4,000円、土日の場合5,000円、5の付く日の場合5,500円、超P a y P a y 祭りの日の場合20%にあたる10,000円の還元を受けられるためである。

正木委員：不利益が生じないよう保護者にしっかり説明する必要がある。

高校教育課長：他県事例においてもポイント還元率の高い日に保護者の購入が集中していることを確認しているため、丁寧に周知を図りたい。

正木委員：既に中学3年生のお子さんがある家庭に周知を図っているとのことであるが、家庭によってはQRコードを読み取るということも分からない場合がある。各学校からはそういった問い合わせはなかったか。ITに精通している方は当該資料を読め

ば分かると思うが、本当に何も分からない方や、場合によっては携帯を持っていない方もいると思われる。

高校教育課長：インターネット上の手続きに不安を持つ方がいることも想定される。ECサイト上に手続きに関するURLの掲載や、手続き方法に関する動画を掲載予定である。また、保護者の生活時間等を考慮し、9時から21時まで電話やメールによる問い合わせが可能であるサポートデスクも設置する。家庭にWi-Fi環境やスマホ等購入手続きに係る環境がないという場合にも、学校に配備した端末やモバイルルータを貸し出し対応する。

教 育 長：私どもも正木委員と同様、懸念しており、場合によっては学校にお越しいただいて手続きしていただくことも考えている。

正 木 委 員：本当にまったく分からないという方はいると思われるため、丁寧に対応してほしい。

大 村 委 員：個人で購入するとのことであるが、端末が学校に届き学校から配布することについて、何か理由があるのか。

高校教育課長：学校において、どのくらい購入されたのかという台数把握や、手渡しによる配布の方が確実であると判断したためである。

教 育 長：企業においてもまとめて納品の方が楽であり、その代わりにサービスを受けられたという交渉があったようである。

成 澤 委 員：3年間の保証を受けられるとのことであるが、高校在学中の補償ではなく、購入日から3年間の保証ということで良いか。

高校教育課長：高校の3年間ということを想定しているが、実際は購入日から3年間であると考ええる。

成澤委員：万が一留年した場合は保証は受けられないか。

高校教育課長：そこは3年間である。

浅川委員：2種類から機種を選択するとのことであるが、クラス内で機種が分かれるということもあるのか。

高校教育課長：合格発表後、各学校が推奨する機種をお知らせすることとしており、そちらを購入いただいた方が良いと考える。

浅川委員：家庭で使用しているOSが、学校の推奨するOSと異なる場合でも、学校の推奨するOSを使用していただくのか。教える側としては、OSを統一した方が不都合はないと思うが。

高校教育課長：あくまで推奨であり強制するものではなく、家庭のOSと同様のものを使用することは可能としている。

浅川委員：機種が異なった場合、指導の際の支障はないか。

高校教育課長：使用するソフトウェアは同じものである。操作性の違いについては、学校において可能な範囲で対応する。また学校で対応できるよう、我々も支援していく。

浅川委員：両機をどのような割合で推奨するのか。

高校教育課長：使用希望についてアンケート調査を行っているが、手元に結果がないため、後日報告する。

浅川委員：このことについて相当数の疑義が発生すると思うが、サポートデスクで対応しき

れるか。

高校教育課長：企業と協力しながら可能な限り対応したい。想定外の質問が出た場合でも手厚く対応する。また納期までに1から2ヶ月あるため、その間に質問があればしっかり対応していく。

浅川委員：丁寧に対応願う。定時制の場合4年間在学することになるが、保証はそれでも3年間なのか。また、経済的に端末を購入できない方もいると思われるが、どのように対応するのか。

高校教育課長：保証はあくまで3年間であり、在学年数により変更することはできない。また端末を購入できない家庭がある場合もあるため、各学校の貸出用端末で対応することも想定している。また、貸出用端末は、故障により一定期間端末を使用できないという場合にも貸し出しを行う。

浅川委員：保証期間を定時制の4年間に対応することはしないのか。

教育長：企業としても大量の販売を行うことが可能となるため、販売価格の減額やサポートデスクの設置など我々の要望に応じてもらっている。学校としても一括で購入した方が指導しやすいというお互いのメリットがある。そこに例外の対応を設けてしまった場合、当該サービスが受けられなくなる可能性もある。

浅川委員：そこは対応してあげてほしいと感じた。

教育長：そうではあるが、対応を統一しなければ、企業との交渉が困難となることもある。

成澤委員：販売するOSはそれぞれ1種類ずつか。

高校教育課長：1種類ずつである。

<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>成澤委員：当該OSを選択したのは何か理由があるか。</p> <p>高校教育課長：50,000円程度で購入できるOSを推奨機として設定したものである。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和3年11月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(10) 議案審議 議案第3号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第3号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第4号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>福島県市町村公立学校教頭の懲戒処分について（議案第6号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(11) 議案審議</p>	<p>午後2時32分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時34分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>

議案第7号	教育職員免許状の取上げについて（議案第7号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第8号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第8号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(12) 報告審議	午後2時44分、教育長から暫時休議が告げられた。
報告第2号	午後2時58分、教育長から委員会の再開が告げられた。
報告第3号	福島県教育委員会会計年度任用職員の分限処分について（報告第2号）、教育総務課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
報告第4号	訓告処分等について（報告第3号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(13) 協議審議	調停について（報告第4号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(14) 次回の日程	県立高等学校改革計画における令和5年度統合校について（協議事項）、県立高校改革室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(15) 閉会	次回の定例会について、教育総務課長から令和4年1月24日（月）午前10時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
	午後3時40分、教育長から閉会が告げられた。